

『記伝』所引漢籍考——契沖・士清・宣長——

Reflection on Kanseki quoted in *Kiden* —— Keichu, Kotosuga, Norinaga ——

千葉真也

『古事記伝』における漢籍の引用が直接には何にもとづいているか、本稿はそれをいくらかでも明らかにしようとする。拙稿「『古事記伝』における『康熙字典』⁽¹⁾」は、漢籍の引用源として『康熙字典』が大きな役割を果たしたことを推測したものであったが、本稿はそこで対象としえなかつたもの、すなわち『康熙字典』(以下『字典』と略す)以外の書物を直接の出典とするものに関して考えようとする。とはいえずべてを調べ尽くしたわけでもなく、先に漏らした中でまとまりのよさそうな一部分について語ろうと試みるにすぎない。

私はここで「引用源」とか「直接の出典」とか、あまり熟さぬ言い方をしている。これは宣長が記した書名、詩経や史記や文選のごときものではなく、そこからの引用と称するものを実際に、宣長が見たところの書物、すなわち詩経や史記や文選からの引用を用例とし

て収める字典のごときものを指している。直接の出典を明示せず、その結果、採引きしたものと実際に原本にあたつたものが判別しにくくなるのは、宣長に限らず近世の著述家一般に見られるところであり、採引きという行為の是非をあげつらおうというわけではない。しかし、その著述家の記述をうのみにして彼の博識に驚嘆するのがその著述家を尊重することになるとも思われない。宣長全集についている『記伝』の索引を使えば、引用書目ぐらゐは簡単に作ることができる。経書は言うまでもなく、かなりの僻典まで自在に使いこなす、儒者として優に門戸を張ることのできそうな宣長をそれによって思い描くこともできるだろう。だが私に思いうかべることのできるのは一つの文字、一つの熟語について適切な意義と用例を得るため、丹念に字書を引く姿である。宣長の同郷の先輩、谷川士清の『日本書紀通証』が「字典」をかなり利用しているとは小島憲

之氏の指摘される⁽²⁾ところであるが、宣長もそのようにしたにすぎない。

さて宣長が漢籍を引用する場合、『字典』の記述をそのまま引くこともあるし、直接に原典から引くこともある。医者として生計を立てていた宣長であるから漢学の素養は人並に持っている。経書と史記ぐらいは、かならずしも字書に頼らずに引っぱり出すようである⁽³⁾。また、その二つのやり方の中間、『字典』で得た用例を原典にあたり直していくらか充実させること、これも我々の日頃くりかえしているところであるが、そのようにしている形跡もある。しかし、当然のことながら引用源は以上に限られるわけではない。『字典』以外の字書、すくなくとも『字彙』と『玉篇』は参照しているようである。さらに、いわゆる類書に属する書名として『書言故事』『卓氏藻林』が彼の蔵書目録の中に見えている。分類体の百科事典あるいは故事熟語辞典と言うべき類書は、手元があればまったく使わぬという⁽⁴⁾ことはあるまい(ただし、さほど使っているようでもない)。また医者にとつては手馴れたものである本草関係の書物も必要に応じて参照しているようである。

字書や類書などの一般的な参考図書以外に古事記という対象に特に有効な書物がある。記紀万葉などの我国の上代の文献に対する注釈書である。と言っても古事記の注釈は宣長以前には皆無に等しく、日本書紀や万葉集に対する業績こそは宣長の参照すべきものであった。宣長の蔵書目録である「書斎中蓄書目」には『万葉考』

『冠辞考』『釈日本紀』『厚顔抄』『仙覚万葉抄』『日本紀通証』などの書名が見えている。「まなびのはじめの祖」と『うひ山ぶみ』の中で宣長の評した契沖の著述が『厚顔抄』以外に『古今余材抄』『和字正濫抄』『百人一首改観抄』『源注拾遺』『勢語臆断』と列挙されているのも目立つところである。さらに『万葉代匠記』については京都から松坂に帰る直前の宝暦七年(一七五七)五月、堀景山所蔵の万葉集における『代匠記』をもとにした書き入れを自分の持つ寛永版本の万葉集に写し、安永五年の五月から六年の二月にかけて息子の春庭に『代匠記』八冊を書写させているという⁽⁴⁾。契沖に対する宣長の傾倒はよく知られているし、契沖の漢学の力は大きなものであったから、彼の著作の影が『記伝』に引かれた漢籍の随所に見えるのも当然である。

契沖とともに谷川士清にも宣長は負うところが大きい。「字句の訓と義とを典拠にしたがって明らかにしようとした、最初の学問的注釈書⁽⁵⁾」と評価されるこの書物は、何と言っても宣長が読み解こうとする古事記に内容の点で最も密接な関係のある書紀の注釈であるのだから、『記伝』全般にわたって参照された跡が著しいのも極めて自然である⁽⁶⁾。事柄が当然にすぎためか、あるいは逆に、士清に対する宣長の批判的言辞の印象が強すぎためか、『記伝』と『通証』との関係は余り注意されていない。だが宣長がこの書物をどれだけ使いこなしたか以下の記述で明らかになるはずである。

本稿は『記伝』に引用された漢籍の直接の典故として、契沖と士

清の著述を検討の対象とする。それ以外のもの、すなわち字書、類書、本草書、さらに松下見林や荻生徂徠や伊藤東涯や、そのような人々の著作も看過すべからざるものではあるが、まだ具体的な報告を行いうる段階にない。近々に果されるべき課題とする。

以下『記伝』とその引用源を一つ一つ対照してゆくこととするが、その形式は「『古事記伝』における『康熙字典』」のものを踏襲する。『記伝』は筑摩書房刊の「本居宣長全集」に、契沖の著作は岩波書店刊の「契沖全集」に、『通証』は臨川書店刊の複製本による。なお引用の末尾に原本の丁数、さらに依拠したテキストにおける頁数を表示した。ただし『代匠記』のみは丁数にかえて国歌大観番号を用いた。『記伝』は筑摩版全集の『記伝』索引にならって全集第九巻を①、第十巻を②、第十一巻を③、第十二巻を④と表示する。それ以外のものは契沖の著作は岩波版全集における巻数を、『通証』の場合は複製本の巻数を丸印の中に表示している。またそれぞれ別の項目に「(一)」「(二)」のごとき番号を付した。対照表の後に加えたコメントにも番号を付けているので適宜参照されたい。

対照表

記伝 愷悌は軍勝たる時の樂なり、書紀にイクサトケテと訓り、

【今按に、悌字心得ず、其故は、愷こそ愷樂とも云て、軍勝之樂なれ、悌字には其義あることを聞ず】(二一九) ①(七〇)

通証

愷悌【古事記序愷悌歸於華夏、……悌字、疑衍、字書軍勝之樂曰愷、周禮、愷樂獻于社、左傳、愷以入于晉、杜註、愷樂也、(二二二六) ②(九七五) (一一)】

記伝

美斗能麻具波比……伊勢物語歌に、世をうみのあまとし人を見るからに、目久波世與とも頼るゝ哉、……此目久波須も、久比阿波須の約たるにて、彼方此方目を見合すを云なり、是等にて其意を知べし、【楚辭九歌に、美人忽獨與、余兮目成】(四一二六) ①(一七二)

勢語臆断

世をうみのあまとし人を見るからにめくはせよともたのまるゝかな……目を互にみあはせて心かよはずをめくはせとはいへり、文選屈原九歌曰、滿堂美人忽獨與、余兮目成、(下之下一三六) ②(一九一) (一一)

記伝

鳥之石楠船神、……師は、水鳥の浮るさまによそへて云と云れき、此は何かよけむ、……萬葉十六(二十五丁)に、奥鳥鴨云船之と【から書にも覺舟といふあり】あるを思へば、師説も捨がたし、(五一五二) ①(二一六)

通証

軻茂豆句志摩爾者於鴨著嶋也……萬葉集云、澳鳥鴨云船

之還來者也良之埒守早告許會……張衡七命、乘鳧舟爲水戲、註、

舟如鳧形、初學記、諸葛恪制爲鴨頭船【七一・二二】②六九七【三三】

記伝 相論は阿宜都良波牟と訓べし、【相字はよまず】書紀に然訓

り、【遊仙窟にも】(六一・一〇)①二四三【

通証 論【欽明紀、舊事紀、遊仙窟訓同、遊仙窟平章字亦同】(二二・一三

③一三六五)【四】

記伝 散は字の意なり、新撰字鏡に、毳波良介志、又知留、漢籍

尙書【禹貢】に厥土壤、萬葉廿【二十五丁】に、安麻乎夫禰波

良々爾字伎弓、これら物は別なれど、言の意は皆同じ、(七一

四二)①三二四【

通証 登散者蹴踏而散亂也【…】纂選通簡須書禹貢壤訓波羅羅

介利【(四一・八)①三〇五】【五】

記伝 大嘗、書紀には新嘗とあり、……さて嘗字をしも書ゆゑは、

漢國にて秋祭を嘗と云を借れるなり、……又新嘗とも書る

新字は、本の新嘗の意を取て加つるなり【漢籍にも嘗新といふこ

とは見ゆ】(八一・六)①三四三【

通証 【禮月令、孟秋天子嘗新、大戴禮、嘗新於皇祖皇考】(四一・二四)①

三三八)【六】

記伝 長鳴とは、凡て鶏は他鳥よりも鳴聲の絶て長き物なる故に

いふなり、【から書にも長鳴鶏と云見えたれど、そはなべての鶏を云に

あらねば、今と同じからず】(八一・二三)三五三【

通証 【漢書、長鳴鶏、師古注、鳴聲長者也、西京雜記曰、成帝時交趾越裳

國獻長鳴鶏】(四一・二八)①三四六【七】

記伝 曾陀多伎は、俗に曾と叩くと云ことなり、……漢籍遊仙窟

に、拍擗娼妓房問と云るも、よく似たることぞ、(一一・二四

①四八三)【

厚顔抄 曾陀多伎【曾ハ駟ルヲソナルムト云如ク、ソヘタル詞ニテ、タム

叩キカ、遊仙窟云、拍擗娼妓房問云云】(下一四)⑦五五九【八】

記伝 媚附は、許昆都伎氏と訓べし、……【からぶみ詩經大雅に、無

爲夸毘、注に、夸毘屈己卑身而附人也と云、張衡南都賦に、疊媚と云

こともあり、又狐媚と云ことも見えたれば】(二一・三一)②四八【

通証 媚戀振也、夫利反備【世俗謂依親人爲媚附、○詩大雅、無爲

夸毘、注、夸毘屈己卑身而附人也】(六一・五)①五〇一【九】

記伝 書紀の仲哀、卷に、……天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇

云々とあるは、全此瓊の形の曲れるを云る如くに、文字の

書ざまも見え、又訓もそれにつきて附たれども、マガレルガ

ゴトクタヘニと云こと、さらに意得がたし、そもく麻賀流

とは、物の不吉ことにこそいへ、妙にとほむる事に、いかで

か然はいはむ、されば是は、もと古文には、如八尺之勾玉

妙などありて、その勾は、もとより借字なるを、其字につ

きて、とり合せて、曲妙と、漢文を作られたる物と見えたり、

其曲妙の字は、漢籍に、曲成萬物不遺、また曲盡其妙

など云ことのあるを以て、字面を飾られたるのみなれば、古

く訓來れる如く、二字を合せて、多幣爾と訓より外なし、(一

五十八八 ②二〇二)

通証 曲「妙」係辭、曲「成萬物而不遺、通鑑唐德宗紀、曲「盡其妙」(一

三一五 ②二〇〇八)「一〇」

記伝 波理と云は、もと物縫針の名にて、其を曲て、釣に用ふる

を、釣針と云なり、「書紀神功卷に、勾針爲釣、とあるが如し、或人、翻譯名義集に、婆利、翻曲鈎、と云るを引て、波理は梵語なりと云るは、本末を辨へざるひが説なり」(一七七一 ②二三八)

通証 重遠曰、鈎與針同類也【篤信曰、波利與保留通穿之意、今按、婆

利翻曲鈎、見名義集】(七一八 六九〇)「一一」

記伝 那宜伎は長息にて、心に思ひ結ばるゝ事あるをりは、長き

息の衝るゝを云、……大とは、其長息の聲の、高く大なるを云、「漢文にも、長大息と常に云り」(一七一三六 ②二五六)

千葉真也

通証 【増韻、人嘅嘆則息大而長、故曰長大息、後人作大息、一曰、大息、

欲言不能、吞恨而大息】(七一七 ②六六七)「一二」

記伝 委蛇は、母許余比伎と訓べし、……書紀にも、透蛇とあり

て、然訓り、「字は、委蛇とも、透蛇とも、透迤とも、なほさまざまに作て、義も種々ある中に、説文に、斜去貌と注せるなどや、此には近からむ、母許余布に用ひたる意は、蛇などの行貌に取れるなるべし【文選江賦に、神蜺蝮輪と云る、蝮輪【注に行貌】をも、モコヨフと訓り、うつほ物語【樓上卷】に、逃て仆れもこよひつゝいけば云々、源氏物語【葵卷】に、大臣は、え立もあがり賜はず、かゝる齡の末に、若く壯の子に後れ奉りて、もこよふことと、恥

泣たまふなどあり、(一七一六七 ②二七七)

通証 【文選、蝮輪字訓同、源氏談云、弱壯乃子、爾奉、後弓毛、古與布事、登恥

給】(七一四 ②六八二)「二三」

記伝 押機は淤志と訓べし、……下に押とのみも書り、書紀には

機とあり、「文選にも機をオシと訓る處あり」(一九一五 ②三六九) 施機【陰設機巧欺之也、古事記曰、張押機、……文選古點、

機於之】(八一七 ②七四八)「一四」

記伝 鶺鴒之音は、多豆賀泥と訓べし、……萬葉三【十九丁】に、近

江海八十之湊爾鶺鴒佐波二鳴とある、此も多豆に鶺鴒字を書り、

【鶺鴒とは別なれども、漢國にても、鶺鴒の事を鶺鴒と云る例も多く、又字音も其鳥も、似たるから、混れつることもあり、五雜組と云書には、鶺鴒即鶺鴒とも云り】(二五一六 ③一一二)

代匠記 いそさをこきたみゆけはあふみの海やそのみなとにた

つさはになく、……鶺鴒は、和名集云。野王案。鶺鴒【胡高反。漢語抄云、古布。日本紀私記云、久久比】大鳥也。いまは此こゝろにあらず。鶺鴒なり。……五雜組云。鶺鴒即鶺鴒。漢書、黃鸝下建

章而歌、則曰黃鸝是也。……文選、劉孝標辨命論云。朝秀晨

終、龜鶺千歳、年殊也。(三八八番 ②一六四)「一五」

記伝 白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此記にも、御陵の名

は、白鳥とあり、……(萬葉)九【十丁】に、白鳥鶺坂山【こはたど鶺は白き鳥なる故に、かくつとけたるか、又鶺の一名を白鳥とも云しか、決めがたし、からぶみ詩疏に、鶺謂之白鳥、と云ることもあ

り、さて此の白智鳥を即白鷺なりと云説もあるなり【などもあり、(二一九九) ③(二九四)】

通証

化_{ナリ}白鳥_ニ 【古事記曰、化_ニ八尋_ノ白智鳥、熱田縁起曰、白知鳥者白鷺也、……續古今集人麻呂歌云、白鳥乃鷺坂山、陸機詩疏、鷺謂之白鳥、通雅曰、杜詩江湖多白鳥、人多指鷺】(一一二七) ②(九七七)【一六】

記伝

【許富理と云は、古よりありし名には非ず、新井氏云く、こほりは韓語より出たり、今の朝鮮語に、郡縣をこほると云と云り、此説さもあるべし、書紀繼體卷に、韓國の地名に、熊備已富里、また背評と云あり、評は彼國の方言にて、郡を云、故コホリと訓り、漢籍梁史にも、新羅俗、其邑在_レ内曰_ニ啄評_トと云ることあり、さて皇國にても、韓言にならひて、郡に評字を用ひたりしことあり、……(續紀)廿五に、氷高評とあるは、紀伊國の日高郡なり、……大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立_レ評給_ル時云々】(二九一六三) ③(三三二)

通証

背評_ハ 【今氏姓有_レ背評、訓同、麁帝紀、本國氷高評人謂_ニ紀伊國日高郡也、延曆儀式帳曰、難波朝廷天下立_レ評、梁史曰、新羅俗其邑在_レ内曰_ニ啄評_ト】(二二一七) ③(一三九三)【一七】

記伝

或人云、都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺伎都曇鼓あり、白孔六帖に、都曇答臘本外夷樂、都曇似_ニ腰鼓_ニ而小、答臘即蜡鼓也、とありといへり、(三二一四八) ③(四三二)

通証

【今按、鼓都曇也、唐書禮樂志、天竺伎有_レ都曇鼓、白孔六帖、都曇

答臘本外夷樂、都曇似_ニ腰鼓_ニ而小、答臘即蜡鼓也】(三二一五) ①(二二二)【一八】

記伝

伊夜衰許邇斯_ヲ、書紀には衰_ヲ于_トあり……【漢籍にも、後漢書に、烏潯人ともあり、文選吳都賦などにも見えたり、文粹辨散樂、村上天皇御製文に、鴨駝來朝、自爲_ニ解頤_ノ之觀_トとあるも、漢國の事なり、鴨駝字は、鳴駝の誤なるべし】(三二一七一) ③(四八七)

通証

【…本朝文粹邑上御製辨散樂云、鴨駝來朝自爲解頤之觀、鴨潯、鴨駝皆誤、後漢靈帝紀曰、合浦交趾烏潯蠻叛、南蠻傳曰、交趾西有噉人國、生首子輒解而食之……今烏潯人是也】七一九 ②(六七二)【一九】

記伝

舍人は、左右近く親_ク仕奉る者なり、……【さて舍人の字を、むねと用る故は、漢書注に、舍人親_ニ近左右_ノ之通稱也、後爲_レ官と云る、此意を以てなり、舍人と云稱は、周禮にも、史記秦始皇紀などにもあれど、此方に登禰理に用るは右の漢書注に云る意を以てなり、後爲_レ官と云るさへ、よく合り】(三三一五四) ③(五二六)

通証

舍人【…漢書註、舍人親_ニ近左右_ノ之通稱也、後爲_レ官】(二六一一) ②(二二三)【二〇】

考

〔一〕『通証』の記述のうちで「軍勝之樂」から「愷以入于晋」までは『字典』によっている。『字典』は宣長も大いに活用しているので『通証』を直接の出典と断定するには不安がないでもない。ただ書紀に「愷悌」を「イクサトケテ」と訓むと述べているので、書紀に一箇所しか存在しない、この景行天皇紀の用例を宣長が見ているのは確実である。さらに「悌字」に対する疑念を共に表明していることも根拠として『通証』を『記伝』の引用源と推定した。

也
〔二〕宝暦九年の九月、宣長は『勢語臆断』を写している。契沖が文選を自家葉籠中のものとしていたのは周知の事実であるが、楚辭であれ文選であれ、契沖のように自在に使いこなした形跡は宣長にはない。

千
〔三〕三八六六番のこの歌に関して『代匠記』初稿本は「穆天子伝」「張景陽七命」における「覺舟」に言及する。だが「本居宣長隨筆」（以下「隨筆」と略称）の第二巻、全集で第十三巻一一一頁（以下は第十三巻における頁数のみをカッコ内に示す）に『通証』当該項の引用があり、その上欄に「覺舟」なる見出しがつけられている。宣長が『通証』によったのは確実であろう。

〔四〕『遊仙窟』は近世前半に刊行され、宣長が直接に参照したと思われるところも『記伝』の中にないではない。しかし、「書紀に然訓り」と『記伝』に言うところの書紀において、「論」の最も早

い用例は継体天皇元年正月の「勿論貴賤、但重其心」であり、表に引いた『通証』の記述はそれに対する注である。書紀においては「論」という文字に「アゲツラフ」なる訓の施されているのは僅か六箇所にすぎない。『通証』のこの箇所は当然見ていると思われる。

〔五〕宣長が引用した万葉集巻二十、四三六〇番の歌について『代匠記』は史記の夏本紀から「其土白壤」を引いている。宣長がこのあたりで契沖の説を見ていることも『記伝』の、この前後の記述から推測しうるが、同じ話を書紀が取り上げたところに関して『通証』をまず参照したというところであろう。

〔六〕「秋祭を嘗と云」は『字典』の「嘗」の項の「爾雅釈天秋祭曰嘗。註嘗新穀。」という記述によったと思われる。しかし『字典』には「嘗新穀」とあっても「嘗新」なる例はない。手近なところでそれを提供するのが『通証』である。

〔七〕『字典』の「鶏」の項に爾雅の「郭註」から「南越一種長鳴鶏。昼夜啼叫」を引いている。これによっただけでも『記伝』の記述は可能であるかもしれない。ただ「から書」という一般的で漠然とした言い方に、それこそあれこれの「から書」から引用した『通証』の影を感じることができよう。とは言え、『通証』が不可欠のものとはまでは言いかねるところである。

〔八〕「ソタタキ」という言葉を含む八千矛神のこの歌謡について『記伝』は契沖説に言及して批判を加えている。言うことは『厚顔抄』がここで『遊仙窟』を引いているのを宣長は見ているという

ことでもある。ただ『記伝』の方の引用のし方には少しの不審が残る。宣長と契沖の異なるところ、すなわち「タタキナデ」と「ウチタタキ」、「娼房」と「奶房」という不一致の説明がつかない。『遊仙窟』には二種の刊本があつて、どちらも契沖の引用に一致する。宣長の引いた形がどこから来るものか分らぬままに置くほかはない。

〔九〕詩経の大雅「板」に「天之方憊。無_レ為_二夸_一毘」とある。毛伝は「夸毘体柔人也」とし、鄭玄の箋は「無_レ為_二夸_一毘」全体を解して「女(汝)無_レ夸_一毘以形体順柔之」とする。へつらいの気持を、はつきりと身体の動作、姿勢にあらわすというところであろう。一方、朱子の集伝は、まず「夸大、毘附也」とする。それをいくらか砕くと「小人之於人、不以大言夸之、則以諛言毘之」、小人というものは他人に対して大言壮語いばりちらすか、そうでなければおせじたらたらである、となるだろう。いずれにしても、これらの詩経の注釈として最もポピュラーなものよつては「屈己卑身而附人也」という記述そのものは得られない。毛詩正義になると「釈訓云、夸毘体柔也。李巡曰、屈己卑身求得於人曰体柔」とあり、いくらか『記伝』のものに近い。さらに爾雅釈訓の郭璞注に「屈己卑身以柔順人也」とあるのも同程度に『記伝』に近い。だが「附人也」というのはやはり見えない。それに毛詩正義も爾雅も辭典というほどでもないが宣長が余り使いそうもない。かりにそれらのいづれかによつたとすれば「注に」などという漠然とした、あるいはぶつきらばうでさえあるような言い方はすまい。『詩経の正義』とか「爾雅の郭璞

注に」とか言うべきところである。

また『字典』「夸」の項「爾雅釈言夸毘体柔也」あるいは「毘」の項「爾雅釈訓夸毘体柔也」李巡曰「屈己卑身。求得於人。曰体柔」によつたとしても同様の問題は残る。このような場合、麗々しく「爾雅釈訓に」などと書くのがむしろ普通のやり方である。

『字典』よりも前に広く使われた『字彙』の「毘」の項がどうやら大本である。「詩大雅無_レ為_二夸_一毘」注「屈己卑身而附人也。又注夸大。毘附也。言小人不_レ以大言夸之。則以諛言毘之」この前半を『通証』が写し、さらにそれを宣長は『記伝』に採用したのであろう。

「隨筆」第二卷(一二五頁)に「○媚【恋振、詩大雅、無_レ為_二夸_一毘、註、夸_一毘、屈己卑身而附人也」と『通証』の記述をほぼそのまま写す。『通証』は『字彙』を完全に忠実に写さずに「屈己卑身」の前に「夸_一毘」と補っている。これがそのまま『記伝』にとり入れられたのである。

〔一〇〕『通証』は『記伝』に言う「書記の仲哀卷」に関する注。『字典』にも「曲成万物而不遺」という繫辭の文句が載っているが、「曲尽其妙」の方は無い。なお易経の原文では『通証』『字典』と同じく「曲成万物而不遺」、すなわち「万物」と「不遺」の間に「而」という文字が入った形になっている。

〔一一〕「長大息」の例は『字典』にも見えていて、『通証』によらねばならないわけではない。ただ、既に言及した「隨筆」に抜き書きされていること(第二卷、一二五頁)、『記伝』『通証』ともに

「わたつみの宮のくだり」(『神代正語』)、書紀の方の言い方で「海宮遊幸章」という同一場面に對する注であることなどによって『通証』が念頭にあったと考えた。

〔一三〕『湖月抄』の葵の巻、「かゝる齡の末に若く盛りの子におくれ奉りてもこよふことと恥ぢ泣き給ふ」に付けられた頭注は『細流抄』を引いて次のように記す。「文選第十二郭璞江賦云、神蜺蝮輪以泛遊。(註云)神蜺、蛇也、蝮輪、行貌也。又日本紀第二、豊玉姫化為八尋大熊罴、匍匐透蛇。いずれもたゞよひありく貌也。足もたゞずしてはらばひ行也」ここでは『通証』↓『湖月抄』という道筋を想定したが、源氏物語の代表的な注釈書であった『湖月抄』は『通証』によるまでもなく宣長に親しまれていた書物である。『通証』を見たことは間違いないだろうが、必ずしもそれが引用源とは言えないかもしれない。

〔一五〕鶴と鶴を混同すべからざることは『字典』に縷々述べられている。『本草綱目』にも「羅氏謂鶴即鶴、亦不然」とある。鶴と鶴が通じる場合があるということは、これらによって充分に言い得る。そこにあえて『五雜組』を引いたのは契沖によると考えねばならない。宣長は『隨筆』第七卷などに『五雜組』から全部で十条ほど抜き書きしている。そしてその中の一つ、「樺皮」に関する記事を『記伝』に引いている。『記伝』の索引によれば、『五雜組』を引いているのは「鶴」と「樺皮」とに関するものだけである。「鶴」は全集によるかぎり「樺皮」のごとくに抜き書きされた様子はない。

となると「鶴」については契沖を引用源と考えなくてはならない。

〔一六〕『記伝』も『通証』も共に倭建命の化した白鳥に関する考証である。『詩疏』という漠然とした言い方からしても、『記伝』の直接の出典は『通証』であろう。『詩疏』とは『通証』に言う「陸機詩疏」、すなわち陸機の『毛詩草木虫魚疏』であり、毛詩正義の陳風「宛丘」のくだりに「陸機云、鷺水鳥也、好而潔白、故謂之白鳥」と引用される。爾雅注疏も「陸機疏云」として同文を引用する。毛詩正義や爾雅注疏によっていけば、「陸機云」とでもするところであろう。さらに『記伝』全体で「詩疏」なる書名はここ一箇所に見られるだけであるのも『通証』を引用源と推定する根拠となる。

〔一七〕『通証』は『記伝』に言う書紀継体皇二十四年の「背評」の注である。梁史のみならず統紀、大神宮儀式帳への言及も共通する。

〔一九〕『隨筆』の第二卷(一一頁)に引用部を含む「俳優」の注の全文が写されている。その上、『通証』に見えない文選の「呉都賦」の用例が『隨筆』上欄に書き込まれている。すなわち『通証』からの抜き書きを主体とした『隨筆』の当該箇所から『記伝』の「烏澣」の条の掲出部分が出来る。

〔二〇〕和刻本の漢書評林、高帝紀上の秦三年十月の条、「其舍人陳恢曰」に對する注は「師古曰、舍人、親近左右之通称也、後遂以為司属官号」となっている。宣長には宝曆五年(一七五五)に堀

景山のもとで行なわれた漢書会読時のものと推定される漢書のノート、「班史摘腴」があるが、それにも「○舍人……師古曰、舍人、親近左右之通称也。後遂以為司屬官号」と書き抜かれている。「漢書注」を引くのであれば「班史摘腴」を見ればよさそうなものだが、「記伝」は自分のノートではなく『通証』によったようである。「字典」の「舍」の項にも「**地官**舍人。**注**舍猶宮也。主平宮中用穀者也。師古曰、舍人親近左右之通称。後遂為私屬官号」とあって、これも宣長には至極手馴れた資料であつたはずだが使われていない。宣長は自分のノートにも『字典』にもよらず、『通証』に依拠したということになるが、どのような理由を考へるべきか見当がつかない。ただ、『字典』にあるものは『字典』から、抜き書きのあるものはその抜き書きからと私は考へていたが、『字典』その他の資料に依拠したごとく見えるものの中にも、土清の『通証』からの孫引きは存在している可能性があるという例ではあるだろう。

注

- (1) 『相愛大学研究論集』第五卷、一九八九年。
- (2) 『日本書紀通證』臨川書店、昭和五十三年、解題八頁。
- (3) 経書や史記の場合は、直接に引いてくることもあるということであつて、孫引きをしないというわけではない。「記伝」一之巻の一部でもあり、独立しても刊行された『直毘靈』に次のように述べる（『記伝』一一八八、全集では第九卷五八頁）。

然るを、からぶみに、聖人設^テ神道^トといふ言あるを取て、此方にも名けたりなどいふめるは、ことのこゝろしらぬみだり言なり、「聖人設神道」というのは宣長の随筆の第二巻、全集では第十三巻の九三頁と九六頁に重ねて書き抜かれた『護園談余』の「我國ノ神道ハ即モロコシノ神道ナリ、……易ニ聖人設神道而治天下トイヘル、コレ也」という記述によつてゐる。ただしこれも「鈴舎私淑言」で吉川幸次郎氏が指摘するように（『鈴舎私淑言』の「その十五」）、『易』の「觀」の所の象伝の、完全に引けば、「天ノ神道ヲ觀テ、四時ハ忒^ツワズ、聖人ハ神道ヲ以ツテ教エテ設ケ、而ウシテ天下服ス矣、」とあるものの不正確な引用である。『日本書紀通証』第一巻、複製本で二九頁に「用明孝徳二帝紀」に「神道」という言葉が使用されているという指摘があり、用明天皇紀の「尊神道」の注に「神道」字初見于此、易曰、聖人以神道設教而天下服矣」とあるのは見ているはずであるが、宣長自身、易の本文を確認したかどうかおぼつかないところである。ともかく、ここは完全に『護園談余』の孫引きである。

- (4) 本居宣長全集第六巻の解題（一二頁～一五頁）による。
- (5) 日本古典文学大系67『日本書紀』上の解説（五七頁）による。
- (6) 漢籍の引用源として『通証』を利用するのは『記伝』だけではない。宣長のごく初期の著作『石上私淑言』巻一の第六段、いわゆる「八雲の神詠」について論じたくだりで、「人の国」においても「雲を垣といひなし」た例として「天雲垣其既立」という詩句を引用する。これは『通証』の第五巻、言うまでもなく「神詠」の注のところに「魏紀載曹植賦曰、天雲垣其既立」とある（四三四頁）のによると思われる。宣長の随筆の第二巻、全集では一〇四頁に、既に抄出されていることもつけくわえておこう。